

# お取引のご案内

大泉支店につきましては無人化（ＡＴＭ機械化店舗）に伴い、すべてのお取引を引継店となる高林支店の窓口にてお取り扱いさせていただきますが、以下の点に変更となりますのでご案内申し上げます。

## 店舗統合に伴うお取引制限

- このたび店舗統合処理のため、該当店舗（別紙「店舗の統合に伴う変更のお知らせ」に記載の14店舗）のＡＴＭ取引は、平成27年11月20日（金）午後4時から平成27年11月23日（月）まで休止させていただきます。但し、該当店舗以外のＡＴＭは通常どおり稼働いたします。（該当店舗以外でのＡＴＭから、店舗統合処理する14店舗のキャッシュカード等のご利用は可能です）
- 平成27年11月22日（日）は通常の日曜日扱いとなるため、平成27年11月21日（土）に可能であった提携取引のほかに、当組合休日稼働店舗におけるＡＴＭのご利用が可能となります。
- 平成27年11月23日（月）は祭日扱いとなるため、全店舗とも提携している他の金融機関（郵貯・セブン銀行など）でのキャッシュカード取引やデビットカードサービス等の取引がご利用できます。

## 店舗番号のお取り扱い

- 各種お取引をいただいているお客様は、店舗番号「008」がすべて引継店の店舗番号「005」に変更となります。

## 口座番号のお取り扱い

- 預金など各種お取引にご利用いただいております口座番号は、特殊な場合を除き、変更はございません。※特殊な場合とは：一括移管する際、引継店で既に同一の口座番号が存在する場合で、この口座については口座番号が変更となります。（該当となったお客様については、当組合よりご連絡申し上げます。）

## 通帳・証書のお取り扱い

- 各種通帳・証書は、新通帳・証書への切替えをいたしませんので、ご継続または払戻請求される際、そのまま引継店にご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 普通預金通帳・総合口座通帳・貯蓄預金通帳・納税準備預金通帳は、当組合のＡＴＭにて平成27年11月24日（火）以降も6ヶ月間は自動読み替えによりご利用可能ですが、その後は新店番に切替えさせていただきます。恐れ入りますが通帳をご持参の上、遅くとも移管日より6ヶ月以内にご来店くださいますようお願い申し上げます。

## キャッシュカード・ローンカードをご利用の皆様へ

- 現在ご利用いただいているキャッシュカード（ローンカード含みます）は、平成27年11月24日（火）以降6ヶ月以内に当組合ＡＴＭにて入出金取引または照会取引をされた場合のみ、引き続きご利用いただけます。※なお、平成27年11月24日（火）以降6ヶ月以内に当組合ＡＴＭにて入出金取引または照会取引をされ

なかった場合（提携している他金融機関のATMのみご利用の場合も含まれます）には、ご利用いただけなくなりますので、引継店にて再発行の手続きが必要となります。お早めに当組合ATMでのご利用をお願い申し上げます。

## 当座預金をご利用の皆様へ

- 平成27年11月23日(月)以前に旧店舗を支払場所として振出しました小切手・手形は、そのまま引継店のあなた様の口座から支払いさせていただきます。
- 平成27年11月24日(火)以降にお振出しの小切手・手形は、事前に新しくお渡しする引継店の用紙をご利用ください。  
なお、旧用紙はご返却いただきますようお願いいたします。

## ご融資・ローン取引をご利用の皆様へ

- ご融資(ローンを含みます)取引に関する諸約定は、平成27年11月24(火)以降も引継店で有効とさせていただきます。  
これら諸約定に旧店舗(店番・口座番号等を含みます)の記載がある場合は、引継店(新店番・口座番号を含みます)と読み替えさせていただきます。

## マル優・マル特・マル財をご利用の皆様へ

- 現在ご利用いただいておりますマル優・マル特・マル財については、平成27年11月24日(火)以降も引継店でお取り扱いさせていただきます。

## 財形預金をご利用の皆様へ

- 現在ご利用いただいております財形預金は、引継店で引き続きお取り扱いさせていただきます。

## 代金取立のお取り扱い

- お預りしております代金取立手形は、取り立て済後、引継店のあなたさまの口座へご入金いたします。

## 公共料金などの自動支払いをご利用の皆様へ

- 平成27年11月24日(火)以降のお支払いにつきましては、引継店で引き続きお取り扱いさせていただきます。  
なお、それぞれの支払い先への変更手続きは当組合で行います。
- (独)住宅金融支援機構・(株)日本政策金融公庫などのご返済につきましては、平成27年11月24日(火)以降も引き続き引継店のあなたさまの口座から引き落としさせていただきます。
- 現在ご利用いただいております次の各種サービスにつきましては、引継店で引き続きお取り扱いさせていただきます。  
○為替自動振込サービス    ○Gネットサービス    ○署名判印刷サービス    ○でんさいネット  
○夜間金庫サービスは、引継店である高林支店でお取扱いがございません。あらかじめご了解していただきますようお願いいたします。  
○アンサーサービスまたはインターネットバンキング(個人向け・法人向け)サービスを利用のお客様には、一部変更手続きをお願いする事項がありますので、別途ご連絡させていただきます。  
○統合される店舗を指定したATM振込カードは、店舗統合後は使用できなくなります。恐れ入りますが、お振込時に新しいATM振込カードに作り直させていただきます。

## 給与・年金振込・当組合出資配当金振込お取り扱い

- 平成27年11月24日(火)以降、お客様の給与振込の口座は引継店の店名・店番(特殊の場合は口座番号が変更)に変わりますので、誠に恐れ入りますが、ご勤務先の給与支払い事務担当の方に新しい「店名・店番・口座番号」をお届けくださるようお願い申し上げます。  
上記の変更手続きが完了するまでの間、お客様へのお振込が旧店名で参りましたときは、平成28年1月29日(金)まで、引継店の口座にご入金させていただくよう当組合で手続きを行います。
- 国民年金、厚生年金等の年金をお受取りのお客様には、当組合が変更手続きを行いますのでお手続きいただく必要はございません。  
但し、一部の共済年金、厚生年金基金、適格企業年金、その他私的年金等をお受取りのお客様には、お手続きいただく場合がございます。この場合は、当組合より別途ご連絡させていただきます。ご不明な点がございましたら、引継店へお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。
- 当組合出資配当金振込のお受取口座の変更手続きは当組合で行います。

## 振込金のお取り扱い

- 平成27年11月24日(火)以降、お客様の振込金受取口座の店名・店番(特殊な場合は口座番号が変更)は引継店に変更となります。  
お手数ではございますが、平成27年11月24日(火)以降の振込につきましては、新しい「店名・店番・口座番号」に変更させていただきますよう、振込人様へのご連絡をお願い申し上げます。
- 上記の変更手続きが完了するまでの間、お客様へのお振込が旧店名宛に参りましたときは、平成28年1月29日(金)まで、引継店の口座にご入金させていただくよう当組合で手続きを行います。  
しかしながら、平成28年2月以降は旧店名宛のお振込や、お振込人様が自動機をご利用の場合等、一部お取り扱いのできない場合もございますので、あらかじめ振込先変更のご連絡をいただくようお願い申し上げます。

## 個人向け国債・ぐんま県民債・投資信託を保有の皆様へ

- 現在お持ちの個人向け国債・ぐんま県民債・投資信託は、引継店で引き続きお取り扱いさせていただきます。

以上、概略をご説明申し上げましたが、ご不明な点がございましたら、下記までご遠慮なくお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

### 【お問合せ先】

大泉支店とお取引あるお客様	
高林支店(引継店)	大泉支店(平成27年11月20日まで)
〒373-0861 太田市南矢島町449-1	〒370-0532 邑楽郡大泉町坂田5-2-1
電話 0276-38-3111	電話 0276-63-8877
FAX 0276-38-5193	FAX 0276-63-8880